

「広報げろお知らせ版」は 本号をもって廃刊します。

平成19年から15年間、月1回の広報本紙発行の間にタイムリーな情報を市民の皆さんにお届けすることを目的として「広報げろお知らせ版」を発行してきました。

しかし、インターネット環境やスマートフォンなどが普及し、ホームページやメールなどで即時に情報をお届けできるようになったため、お知らせ版の当初の目的である「タイムリーな情報を届ける」という点での役割を終えたことなどから、令和3年度をもって「お知らせ版」を廃刊することになりました。

お知らせ版に掲載していた情報は「広報本紙」や「市ホームページ」、「下呂市メール」などで皆さんにお届けしていきます。

ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ先】秘書広報課 ☎24-2222（内線261）

下呂市メール・LINEの 登録はお済みですか？

下呂市メールでは、防災・防犯情報、新型コロナウイルス感染症情報など、市からのお知らせや生活に役立つ情報をいち早くお届けします。

下記QRコードから登録してください。

※メールとLINEの配信内容は同じです。



▲メール



▲LINE

田畑を宅地など農地以外に転用しようとお考えの人は、 農業振興地域かどうか確認し必要な手続きをお願いします

農振除外の申請書は
5月31日までに
提出してください

農業振興地域（農振）の農用区域になっている農地は、農業の発展に必要な措置が行われており、いろいろな制約があります。

このため、たとえ自分の土地でも農地を他の目的に転用する場合は、農用区域から除外（農振除外）する手続きが必要となります。許可なく転用すると法により罰せられますので、ご注意ください。

※申請しても、除外が認められない場合もあります。

【問合せ先・申請書提出先】

農務課 ☎53-2010（内線158）、各振興事務所

手続きの例 ▶ 農地を宅地に転用する場合

① 農振除外

1. 農振除外申請
2. 市役所受付
3. 農振協議会等協議
4. 県の現地調査
5. 認可通知

申請締切から認可までに
約12カ月かかります

② 農地転用

6. 農地転用申請
7. 農業委員会協議
8. 県協議・許可

申請から許可までに
約2カ月かかります

③ 登記

9. 宅地造成
10. 登記申請
11. 登記完了



精神科医師による心の健康相談
（無料・要電話予約）

◆日時・会場
4月26日（火）下呂総合庁舎
※時間は、14時30分～16時です。

◆対象者
主治医のいない人

【問合せ・予約先】
飛騨保健所
☎0577-333-1111（内線312）

行政書士による相談
（無料・要電話予約）

◆日時・会場
3月17日（木）星雲会館
4月21日（木）金山振興事務所
※時間は、13時～16時です。

◆相談内容
相続・遺言手続き・農地転用・各種許認可申請手続きなど

【問合せ・予約先】
岐阜県行政書士会
☎058-2263-6580

●弁護士による法律相談
（無料・要電話予約）

3月23日（水）社協本部（萩原町）
4月13日（水）下呂福祉会館
4月27日（水）社協本部（萩原町）

●弁護士による高齢者・障がい者のための法律相談（前日までに要電話予約・一定の基準を満たす人は無料）

4月7日（木）下呂福祉会館
※時間はどの相談も13時～16時です。

【問合せ・予約先】
生活サポート相談センターすまいるげろ
☎23-0783（ゼロなやみ）

3・4月の相談日 秘密厳守
一人で悩まないで！
なんでもお気軽にご相談ください。



土地家屋調査士による 不動産の表題に関する 登記・調査・測量・境界確認等 無料相談会のご案内

要予約

日時 3月24日(木) 13:00~16:00

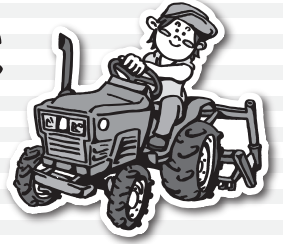
場所 小坂健康ふれあいセンター 4階

予約先 〒500-8115 岐阜市田端町1番地12
岐阜県土地家屋調査士会事務局
TEL: 058-245-0033
FAX: 058-248-1898

【問合先】社会福祉課 ☎52-3936



小型特殊自動車は 軽自動車税の 申告が必要です



農耕作業用のトラクターやコンバイン、フォークリフトなどの小型特殊自動車には、軽自動車税(種別割)が課税されます。

工場や事業所の構内でのみ使用するなど、公道を走行しない場合であっても、賦課期日(4月1日)時点で所有していれば課税の対象となります。

道路運送車両法の規定により小型特殊自動車に該当する車両を所有している場合は、税務課窓口にて軽自動車税の申告(登録手続き)をして、ナンバープレート(課税標識)を車両に取り付けていただくようお願いします。

【問合先】税務課「軽自動車税係」☎24-2222 内線132

地域で子どもを育てる「里親制度」 里親相談会のお知らせ



岐阜県では、里親制度の推進に取り組んでいます。

「里親」とは、様々な事情により家庭で育つことができなくなった子どもを自分たちの家庭に迎え入れ、あたたかい愛情と正しい理解を持って養育して下さる人のことです。

「里親制度」は、児童福祉法に基づいて、里親家庭のもとでの養育を子どもたちに提供する制度で、里親になるには、所定の研修の受講など一定の要件があります。

子どもは、地域の支えがあれば、慣れ親しんだ地域で生活することができます。全ての学区に里親がいることを目指して、飛騨地域で里親になって下さる人を求めています。

里親制度に関心を持っていただける人は、ぜひ右記の里親相談会(個別相談)にご参加ください。

里親相談会の開催日程

日時 ▶ 4月24日(日)
9:00~12:00
※事前申し込み時に個別で時間を決定します

場所 ▶ 星雲会館 2F 悠々ホール A

料金 ▶ 無料

申込期限 ▶ 4月20日(水)

申し込み・問合先 ▶ 岐阜県飛騨子ども相談センター
(児童相談所)
☎0577-32-0594



岐阜県広報

岐阜県からのお知らせ

点字版・音声版をご希望の方は、県庁広報課へご連絡ください
音声版には、CD(デジ編集)での提供と音声用のテキストデータの配信もあります
この情報は令和4年2月28日現在のものです。
この紙面に関するお問い合わせは、県庁広報課まで ☎058(272)1111(代) FAX058(278)2506

情報ボックス



県広報は県公式ウェブサイト、広報紙ポータルサイト「マイ広報紙」・「岐阜イーブックス」、広報紙アプリ「マチイロ」でも公開中!
※掲載している二次元コードは、スマートフォンの機種やアプリなどによって、読み込めない場合があります

アイコン説明
催し 募集 資格・研修 その他

空宙博春の体験教室を開催します

- とき／【傘ふるくろケット教室】4月1日(金)、5日(火)【紙飛行機教室(初級)】4月2日(土)、6日(水)【水ロケット製作教室】4月24日(日)、29日(金・祝)
- ※料金や申込方法はウェブサイトにて
- 問／岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 ☎058(386)8500

そらはく

検索

令和4年度県政モニターを募集します

- 県民の意見を県の施策や事業に活用するため、県政モニターを募集します。
- 募集期間／3月24日(木)~5月13日(金)
- 活動内容／県政に関するアンケート調査への協力(年3回程度)
- 任期／6月中旬から令和5年5月末まで
- 応募方法／ウェブサイト、郵送、FAX
- 申込先・問／県広報課 ☎058(272)1118

岐阜県県政モニター

検索

あん摩マッサージ指圧等を受ける前に資格の有無を確認しましょう

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師という国家資格のあるものと、整体やカイロプラクティック等国家資格制度のないものがあります。利用者が国家資格の有無を見分けられるよう、有資格者からの施術所開設届の一覧を県ウェブサイトで公開しています。

- 問／最寄りの保健所または県医療整備課 ☎058(272)8265

岐阜県 施術所開設届一覧

検索

大学生等防犯ボランティアを募集します

- 活動内容／パトロール、イベントの参加等
- 対象者／県内の大学、短期大学、専門学校に通学する学生、県内在住の大学生等
- 申込方法／警察署等に備え付けの申込書による郵送、FAXまたは県警ウェブサイトからの申込※6月30日(木)申込期限
- 申込先・問／県警生活安全総務課 ☎058(271)2424

岐阜県大学生等防犯ボランティア募集

検索

子ども・若者総合相談窓口 県青少年SOSセンターのご案内

- 対象／県内在住の39歳までの青少年及びその家族
- 相談内容／ひきこもり、いじめ、不登校、進路、就労等の青少年の様々な悩み
- 24時間フリーダイヤル ☎0120(247)505
- ✉s-soudan@govt.pref.gifu.jp
- ※OKBふれあい会館(岐阜市)にて臨床心理士、社会福祉士と面談可(要予約)

新型コロナ 感染拡大防止の徹底を

感染拡大防止のため、マスクの着用、手指の衛生、密の回避、こまめな換気、体調管理を徹底しましょう。ワクチン接種後も油断せず、感染防止対策の徹底をお願いします。

【お知らせ】新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、イベント等の中止または変更になる場合があります。

スマホやタブレットで広報紙が読める

広報紙をPC・スマホで @マイ広報紙

電子書籍ポータルサイト @岐阜イーブックス

マチを好きになるアプリ @マチイロ

毎月28日は「下呂市防災点検の日」です
日頃の備えが、災害発生時には、あなたの助けとなります。
できることから災害への備えを進めましょう。
防災を「他人事」とせず、「我が事」化しましょう。

危機管理課 ☎24・2222(内線271)

